

保育施設別指数一覧(平成29年4月入所の利用調整分(一次))

下表は、平成29年4月入所分の認可保育所等の一次利用調整結果(二次から新規募集した地域型保育事業は、二次利用調整結果)について、各園の内定者のうち最も低い指数を示した一覧です。なお、二次利用調整結果につきましては、募集人数が少数であるため、掲載していません。

◆表の説明
「\」はクラスがない/募集がない
「-」は欠員がない
「40⑤」「40」(数字)は指数、「⑤」「○」(囲み数字)は「同一指数の場合の優先順位」の項目の番号
※表には、障害児指定園の障害児枠を除きます。
「○」は希望者全員が内定した
「*」は募集はあるが内定者がいない

【区立園】

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists various district-run kindergartens and their enrollment numbers.

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists district-run kindergartens with enrollment numbers.

【公設民営園】

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists public-private kindergartens and their enrollment numbers.

【私立園】

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists private kindergartens and their enrollment numbers.

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists private kindergartens with enrollment numbers.

【小規模保育】

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists small-scale kindergartens and their enrollment numbers.

【事業所内保育】

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists kindergartens within facilities and their enrollment numbers.

【家庭的保育】

Table with columns: 保育園名, 0歳, 1歳, 2歳, 3歳, 4歳, 5歳. Lists home-based kindergartens and their enrollment numbers.

①表で「ー」となっているクラスは、定員に欠員がないため保育の利用を決定していません。(杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則(平成26年杉並区規則第88号。以下「規則」という。)第4条第6項第1号)

②表で指数(数字)が入っているクラスは、指数又は同一の指数の優先順位により、保育の利用を決定しています。(規則第4条第6項第2号)

※前のページの表で指数(数字)の後ろに○囲みの数字が入っているクラスは、最後に内定した児童が「同一の指数の場合の優先順位」の当該番号の項目で優先されたことを示しています。

※前のページの表で「*」、「○」となっているクラスについて、以下の児童が含まれている場合でも「*」、「○」と記載しています。

- ・兄弟姉妹の同時申込で、申込時に「同時に同じ園の利用のみ希望」にチェックした場合において、希望する全ての児童に内定が出なかったことにより、内定が出なかった児童(例えば、兄弟同時申込で、兄のみしか内定が出ない場合は、兄弟いずれも内定が出ないこととなります)。
- ・当該園より希望順位が高い園に内定が出せた児童。
- ・申込時に「区立保育園月ぎめ延長保育の希望の有無」で「延長が不承認なら入所しない(延長優先)」にチェックした場合において、月ぎめ延長保育の利用が不可となったことにより、内定が出なかった児童。

規則(抜粋)

(利用調整等)

第4条 区長は、前条の規定による申込み(以下「申込み」という。)をした児童の保護者(子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定(以下「支給認定」という。))を受けた者に限る。)について、利用調整を行うものとする。

2 利用調整は、保育所等ごとに行うものとし、当該保育所等での保育を希望する児童の数が当該保育所等の定員を超える場合は、別表第1に規定する指数が高い児童から順に、保育の利用(当該保育所が子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定による利用についてのあつせん(以下「保育の利用のあつせん」という。))を行う保育所等である場合は、保育の利用のあつせん。第7項を除き、以下同じ。)を決定するものとする。

3 前項の指数が等しい児童が2人以上いる場合は、別表第2に規定する順位により保育の利用を決定するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、障害児に係る利用調整については、別に定めるところによる。

5 区長は、保育の利用を決定した児童の保護者に対して、保育所等利用調整結果(利用可)通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

6 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を決定しないものとし、当該児童の保護者に対して、保育所等利用調整結果通知書(第3号様式)により通知しなければならない。

(1) 希望する保育所等の定員に欠員がないとき。

(2) 申込み児童(申込みに係る児童をいう。以下同じ。)より指数が高い児童(別表第2に規定する順位により指数が等しい場合に保育の利用が優先される児童を含む。)について保育の利用を決定したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

7 区長は、法第24条第3項の規定により児童の保育の利用の要請を行う認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対して、保育利用要請書(第4号様式)を交付しなければならない。

※別表第1(利用調整基準表(基準指数・調整指数))と別表第2(同一の指数の場合の優先順位)は「平成29年度 保育施設利用のご案内」に記載しておりますので、そちらをご覧くださいませうお願いいたします。